

議案第4号

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月2日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

公共物占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるの
で、本案を提出する。

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

瑞穂町公共物管理条例（平成14年条例第13号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項中「公共物」を「公共物」に、「次の各号に」を「次
に」に改め、同項第1号中「、その他」を「その他」に改め、同条
第2項中「生産物」を「生産物」に改める。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「若し
くは廃棄物等」を「、廃棄物等」に改め、同条第3号中「恐れ」を
「おそれ」に改める。

第5条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「また、許可を受け
た」を「許可を受けた」に改め、同項第7号中「、又は」を「又は」
に改める。

第6条第1項中「、及び」を「及び」に、「認めたもの」を「認めるもの」に改め、同条第2項中「生産物の採取の許可」を「前項の規定にかかわらず、生産物の採取に係る許可」に改める。

第7条第1項中「係わる工作物、その他」を「係る工作物その他」に改め、同条第2項中「係わる工作物、その他」を「係る工作物その他の」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

町長は、占有者等に対して発行する納入通知書により、占有料を徴収する。

第11条中「この場合」を「この場合において」に改める。

第12条中「譲渡、又は貸付け若しくは」を「譲渡し、又は貸し付け、若しくは」に改める。

第14条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第15条中「満了」を「満了し」に改める。

第16条中「停止、若しくは」を「停止若しくは」に、「、又は」を「又は」に、「行為、若しくは」を「行為若しくは」に、「除去、若しくは」を「除去若しくは」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に改める。

第18条第4号中「、公共物」を「公共物」に改める。

別表金額（円）の欄中「235」を「240」に、「100」を「103」に、「336」を「343」に、「168」を「171」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

瑞穂町公共物管理条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (用語の定義)	第1条 略 (用語の定義)
第2条 この条例において「 <u>公共物</u> 」とは、次に掲げるものをいう。 (1)河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川 <u>その他の</u> 水路で、その敷地が町の所有に属するもの (2)(3) 略 2 この条例において「 <u>生産物</u> 」とは、公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草、その他のものをいう。	第2条 この条例において <u>公共物</u> とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川、 <u>その他の</u> 水路で、その敷地が町の所有に属するもの (2)(3) 略 2 この条例において <u>生産物</u> とは、公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草、その他のものをいう。
第3条 略 (行為の禁止)	第3条 略 (行為の禁止)
第4条 何人も公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 略 (2)公共物に、塵芥、汚物、石、土砂、竹木、汚水、 <u>廃棄物等</u> を投棄すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、公共物の保全又は利用に支障を及ぼす <u>おそれ</u> のある行為をすること。 (占用等の許可)	第4条 何人も公共物に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 略 (2)公共物に、塵芥、汚物、石、土砂、竹木、汚水 <u>若しくは廃棄物等</u> を投棄すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、公共物の保全又は利用に支障を及ぼす <u>恐れ</u> のある行為をすること。 (占用等の許可)
第5条 公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 <u>許可を受けた事項</u> を変更しようとするときも同様とする。 (1)から(6) 略 (7)土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。) <u>又は</u> 竹	第5条 公共物に関し、次の各号に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 <u>また、許可を受けた事項</u> を変更しようとするときも同様とする。 (1)から(6) 略 (7)土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。) <u>、又は</u>

<p>木の植栽若しくは伐採をすること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略 (許可の期間及び更新等)</p> <p>第6条 前条の規定に基づく占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設が敷地の用に供する場合<u>及び</u>町長が特に必要があると認めるものについては、10年以内とすることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、生産物の採取に係る許可の期間は、その都度町長が定める。</u></p> <p>3 略 (許可物件の管理等)</p> <p>第7条 占用者等は、占用等の許可に<u>係る工作物</u>その他の物件を常に良好な状態に管理しなければならない。</p> <p>2 町長が管理状況の報告を求めたときは、占用者等は、速やかに占用等の許可に<u>係る工作物</u>その他の物件を調査し、報告しなければならない。 (占用料の徴収)</p> <p>第8条 <u>町長は、占有者等に対して発行する納入通知書により、占有料を徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第9条及び第10条 略 (地位の承継)</p> <p>第11条 占用者等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、占用者等の地位を承継する。<u>この場合において、占用者等の地位を承継した者は、速やかに町長に届け出なければならない。</u> (権利の譲渡等の制限)</p>	<p>竹木の植栽若しくは伐採をすること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略 (許可の期間及び更新等)</p> <p>第6条 前条の規定に基づく占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設が敷地の用に供する場合<u>及び</u>町長が特に必要があると認めたものについては、10年以内とすることができる。</p> <p>2 <u>生産物の採取の許可の期間は、その都度町長が定める。</u></p> <p>3 略 (許可物件の管理等)</p> <p>第7条 占用者等は、占用等の許可に<u>係わる工作物、その他の物件</u>を常に良好な状態に管理しなければならない。</p> <p>2 町長が管理状況の報告を求めたときは、占用者等は、速やかに占用等の許可に<u>係わる工作物、その他物件</u>を調査し、報告しなければならない。 (占用料の徴収)</p> <p>第8条 <u>占用者等は、町長が発行する納入通知書により占有料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第9条及び第10条 略 (地位の承継)</p> <p>第11条 占用者等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、占用者等の地位を承継する。<u>この場合、占用者等の地位を承継した者は、速やかに町長に届け出なければならない。</u> (権利の譲渡等の制限)</p>
---	--

第12条 占用者等は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は貸し付け、若しくは担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

第13条 略

(許可の失効)

第14条 次に掲げる事由が生じたときは、当該占用等の許可は、その効力を失う。

(1)から(5) 略

(原状回復の義務)

第15条 占用者等は、占用等の許可の期間が満了し、若しくは失効したとき、又は占用等を終了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該箇所を原状に回復し、かつ、その旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、占用者等の申請を受けて、町長が原状に回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定に基づいて行った許可の取消し、変更、効力の停止、条件の停止若しくは新たな条件の付加又は工作物の改築、移転、除去、工事その他の行為若しくは工作物により生ずべき障害を除去若しくは防止するために必要な施設の設置その他の措置をとること、若しくは公共物を原状に回復(生産物を採取するときには、その跡地を整備することをいう。)することを命ずることができる。

(1)(2) 略

(3)偽りその他不正な手段により許可を受けた者

第17条 略

(用途廃止)

第12条 占用者等は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡、又は貸付け若しくは担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

第13条 略

(許可の失効)

第14条 次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該占用等の許可は、その効力を失う。

(1)から(5) 略

(原状回復の義務)

第15条 占用者等は、占用等の許可の期間が満了、若しくは失効したとき、又は占用等を終了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該箇所を原状に回復し、かつ、その旨を町長に届け出て、検査を受けなければならぬ。ただし、占用者等の申請を受けて、町長が原状に回復をする必要ないと認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定に基づいて行った許可の取消し、変更、効力の停止、条件の停止、若しくは新たな条件の付加、又は工作物の改築、移転、除去、工事その他の行為、若しくは工作物により生ずべき障害を除去、若しくは防止するために必要な施設の設置、その他の措置をとること、若しくは公共物を原状に回復(生産物を採取するときには、その跡地を整備することをいう。)することを命ずることができる。

(1)(2) 略

(3)偽り、その他不正な手段により許可を受けた者

第17条 略

(用途廃止)

第18条 略

(1)から(3) 略

(4)その他公共物として存置する必要がないと認めるとき。

第19条から第22条 略

別表(第8条関係)

占用料

種別	占用面積	占用期間	金額 (円)
第1種	1平方メートル	1年	240
第2種			103
第3種			343
第4種			343
第5種			171
第6種			343

備考

略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第18条 略

(1)から(3) 略

(4)その他、公共物として存置する必要がないと認めるとき。

第19条から第22条 略

別表(第8条関係)

占用料

種別	占用面積	占用期間	金額 (円)
第1種	1平方メートル	1年	235
第2種			100
第3種			336
第4種			336
第5種			168
第6種			336

備考

略